

平成 30 年度 那須塩原市庁舎建設市民検討懇談会運営方法 (案)

1 会議の運営

会議は、原則公開とする。

2 会議録の調製等

(1) 事務局は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製するものとする。

- ① 開催の日時及び場所
- ② 出席委員等の氏名
- ③ 議題及び議事の要旨
- ④ その他会長が必要と認めた事項

(2) 作成した会議録は、市ホームページ及び企画政策課において公開する。

3 傍聴

(1) 会議は、傍聴することができる。ただし、会議を公開することにより、公正かつ円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合は、会議を公開しないことができる。

(2) 会議を公開しない場合においては、あらかじめ議長が会議に諮り決するものとする。

4 傍聴の手続

(1) 会議を傍聴しようとする者は、会議開催場所の傍聴人受付において、住所及び氏名を傍聴人受付簿（別記様式）に記入しなければならない。

(2) 傍聴人の定員は、定めない。ただし、会場における適正人員を超えるときは、傍聴人の数を制限することができる。

(3) 次のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- ① 銃器その他、人に危害を加え、または迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- ② プラカード、旗及びのぼりの類を携帯している者
- ③ 酒気を帯びていると認められる者
- ④ 会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

5 傍聴人が守るべき事項

傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対してかしわ手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (3) 写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、議長の許可を得たときは、この限りではない。
- (4) 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。
- (5) 前各項に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(別記様式)

傍聴人受付簿

平成 年 月 日

No.	住所	氏名	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			

平成 30 年度 那須塩原市庁舎建設市民検討懇談会の傍聴における遵守事項

傍聴人がこの遵守事項に違反したときは、退場していただく場合もあります。

1 傍聴の手続

会議を傍聴しようとする者は、傍聴者受付簿に住所及び氏名を記入の上、係員の指示に従って会場に入場してください。

2 傍聴人が守るべき事項

傍聴に際しては次の事項を守ってください。

- (1) 会議における言論に対してかしわ手その他の方法により、公然と可否を表明しない。
- (2) 私語、談笑等会議の妨害となるような行為をしない。
- (3) 会長の許可なく、写真、映画等を撮影し、又は録音等をしない。
- (4) 会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場する。
- (5) 前各項に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしない。